

# 税のかわら版

# お忘れなく！市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、**2月16日(水)～3月15日(火)**の間で、地域ごとに7ページから9ページの日程で実施します。期間内に、忘れずに申告してください。

## 申告相談受付期間

**2月16日(水)**  
▼  
**3月15日(火)**

### 市・県民税(住民税)申告が必要な人

令和4年1月1日現在、庄原市に住民登録がある人

ただし、次の①～⑤に該当する人は申告の必要はありません。  
 ① 公的年金のほか収入がない人  
 ※日本年金機構などの公的年金の支払者から、庄原市に公的年金等支払報告書が提出されている人に限る。

② 給与のほか収入がない人  
 ※給与の支払者から、庄原市に給与支払報告書の提出のある人に限る。(提出の有無は給与の支払者に確認してください)

③ 令和3年分所得税および復興特別所得税の確定申告をする人  
 ※「上場株式等の配当所得等」または「源泉徴収口座における株式等譲渡所得等」の確定申告をした人で、所得税と異なる課税方法を選択する人は

申告が必要。ただし、確定申告書の、住民税に関する事項の申告不要欄に○をした人は不要。  
 ④ 給与と公的年金の両方の収入があるが、これらのほか収入がない人  
 ※支払者から、庄原市に給与支払報告書および公的年金等支払報告書が提出されている人に限る。  
 ⑤ 配偶者控除、扶養控除の適用により自身が扶養されている人  
 ※扶養する人が市外に居住している場合は申告が必要。  
 ※給与や公的年金以外に収入がある人は、扶養されていても申告が必要。  
 ★医療費控除、各種保険料控除などを追加する場合は申告が必要です。

### 軽減制度適用のために無収入の人は、申告の必要

はありませぬ。しかし「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」は、世帯主と世帯主以外の加入者の所得が保険料算定に影響することから、軽減制度の適用を受けるには無収入の人も申告が必要。  
**確定申告が必要な人**  
 次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要です。  
 ● 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、令和3年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人  
 ● サラリーマンで、次のいずれかに該当する人  
 ① 給与の収入が2千万円を超える人  
 ② 給与所得以外の所得が20万円を超える人  
 ③ 給与を2カ所以上からもらっており、従たる給与の収入と給与所得以外の所得

### 申告に必要なもの

の合計が20万円を超える人  
 ● マイナンバーカード、または通知カードと本人確認書類  
 ● 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの  
 ● 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書  
 ● 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書  
 ● 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書  
 ● 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(様式は、市役所に用意しています。国税庁ホームページからもダウンロードできます)  
 ※関連記事: 10ページ

### 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの

● 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書  
 ● 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など  
 ● 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する人は、口座番号・通帳登録印  
 ※源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。  
**ご協力ください**  
 ① 農業所得の申告をする人は、事前に「収支内訳書」または「月別集計表」を作成してください。医療費控除を受ける人は、事前に明細書を作成してください。未作成の場合、会場で自ら集計

- ② 表中の事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをとする人を対象とします。
- ③ 各地域の割当日、受付時間を確認の上、必ず受付時間内にお越しください。受け付け開始直後は大変混み合いますので、時間をずらしての来場をお勧めします。
- ④ 税務署から通知書などが送付されている場合は、忘れずにご持参ください。

### 次の場合は税務署へ申告を

土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)、太陽光発電による売電収入のある人および青色申告の人は、直接庄原税務署にご相談ください。なお、土地・建物や株式などの譲渡の税務署での申告相談は、3月以降受け付けとなります。

庄原地域		
会場	市役所本庁舎 3階防災対策室 ☎ 0824-73-1146	
月日	午前(受付:8時30分～11時30分)	午後(受付:13時～16時30分)
2/16(水)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
17(木)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
18(金)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田
21(月)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
22(火)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
24(木)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
25(金)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
28(月)	高町のうち 貝六 小用町	川西町
3/1(火)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
2(水)	木戸町	高茂町 水越町
3(木)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
4(金)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
7(月)	宮内町	板橋町
8(火)	新庄町 西本町四丁目 大久保町	是松町 高門町
9(水)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
10(木)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町
11(金)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永未町
14(月)	中本町二丁目 東本町一丁目 東本町二丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町三丁目 東本町四丁目 西本町二丁目
15(火)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)	

- 郵送による住民税申告を希望する場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協(本店・西支店・庄原営農センター)に申告書などを用意しています。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、申告会場に設ける控室の席数を縮小しています。

**新型コロナウイルス感染症  
防止対策について**

● 感染防止対策の一環として、住民税申告の郵送での提出を推奨しています。控えを返送するため、切手を貼って宛名を記載した返信用封筒を同封してください。(同封がない場合、控への送付はできません)

● 入室の際に検温を実施します。37・5度以上の発熱が認められる場合は、入室をお断りします。

● 庁舎内では、必ずマスクを着用してください。

● 会場入口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内の定期的な換気を行います。

● 受け付けで住所・氏名・連絡先などを記入してください。

**問い合わせ**

税務課市民税係

☎0824・73・1146

各支所市民生活係

(連絡先は、各日程表の上部に記載)

庄原税務署

☎0824・72・1001

1月は、市県民税4期、国民健康保険税7期、介護保険料8期、後期高齢者医療保険料7期の納付月です。

**【納期限：1月31日(月)】**

■「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

■市税などの納付は、便利・安全・確実な口座振替をおすすめしています。

■金融機関で口座振替の手続きをすると、変更がない限り、翌年度以降も継続されます。

■手数料の負担もありません。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

**収納課収納係**

☎0824・73・1511

	総領地域	比和地域	高野地域
会場	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	比和自治振興センター 2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115
月日	受付:9時~11時30分・13時~16時	受付:9時~11時30分・13時~16時	受付:9時~11時30分・13時~16時
2/16(水)	黒目	—	新市(別所上市、和手川、東半戸)
17(木)	亀谷(亀谷イ・ロ、小坂上・下)	永原	新市(市原、川角、新町、土手)
18(金)	亀谷(本谷上・下、高田、段畑、土居)	山王	新市(札場、祇園町、下本町)
21(月)	上領家・五箇(矢谷、上野、竹の下、栃木、牛の子谷)	石ヶ原、越原	新市(上本町、西町)
22(火)	五箇(宮本、万我、田野河内、松山、田尻、砂、徳原)	古頃上、古頃下、中先途、甲之邑	新市(殿垣内)南
24(木)	中領家・亀谷(五郎丸)	木屋原上、木屋原中、木屋原下	和南原(篠原、深石)
25(金)	下領家(山崎の里、千戈、八幡)	小和田南	和南原(隣組、水谷、貝崎)
28(月)	下領家(光、庚申、巴)	小和田東	和南原(寸為、和南原開拓、三沢、奥三沢)
3/1(火)	稲草(敷尾、長谷上・下、上市下・中・東・西、平井川の里、大谷、森藤、新制、日南の里)	小和田北、絞り	岡大内
2(水)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	—	奥門田
3(木)	稲草(新町上・下、本町上・下、かじや小路)	福田上	上里原
4(金)	稲草(川井町上・下、馬場)	福田下	下門田
7(月)	稲草(田総の里東・中・西組)	元常	中門田
8(火)	稲草(郷原、下市の里、五萬の里、ともいきの里)、木屋	比和谷	高暮
9(水)	—	—	下湯川(下湯川中、下湯川下)
10(木)	全域(予約制) 申告相談希望日の前日までに、総領支所市民生活係(☎0824-88-3063)まで電話などで予約をしてください。	比和上、比和中、比和下	下湯川(土居、尻無)
11(金)	—	布見	上湯川(俵原・餅実、笹谷)
14(月)	—	予備日(やむを得ず、指定の日程に申告相談ができない方)	上湯川(郷原、上湯川中)
15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)

	口和地域	東城地域	西城地域
会場	口和自治振興センター 第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所 2階大会議室 ☎0824-82-2124
月日	受付:9時~11時30分・13時~16時	受付:8時30分~11時・13時~16時	受付:9時~11時30分・13時~16時
2/16(水)	伊与谷、岩根、川東、藤根	新免、三坂	入江(小別当、入江住宅、の場、十日市上)油木(上組、平組、灰庭)
17(木)	永石、永沢、一日市	戸宇、帝釈山中	入江(ひばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺)油木(石原組、衣木組、中組、門平組)
18(金)	池津、矢淵、湯木市場	帝釈未渡、帝釈始終、帝釈宇山	大屋(大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷高尾(下高尾))
21(月)	元恒、出雲石	森	大屋(寺谷、三田、二本板、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅)高尾(上高尾、植木)
22(火)	宮下、宮下ハイツ、大久保	川鳥、保田	八鳥(八日市上、八日市下、清正、隠地、日南、小原谷)
24(木)	中郷、福祉村、深屋	田黒、菅、受原	八鳥(重国谷、法京寺、内京、奥八鳥)中迫
25(金)	宮沖、永田市場、大塩	竹森、千鳥	※簡易申告日(西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人)
28(月)	金田本谷、塩谷	内堀、小串	平子(奥名上、奥名下、中平子、土井原)三坂(上市場、下市場)
3/1(火)	石谷、下金田	小奴可(川より西)、塩原	平子(竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河)三坂(三坂中東、三坂中西、岩根)
2(水)	常定	小奴可(持丸・板井谷・川より東)加谷	中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)
3(木)	田口、熊谷、紙谷、桑垣内	粟田(中区・北区)	中野(兼利、胎蔵寺、荒横住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原山)
4(金)	中組、大草黒谷、宮内市場	粟田(東区・南区)	※簡易申告日(西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得のみの人)
7(月)	木原後庵、向住	久代	栗(栗上、栗中、栗沖)熊野(別所、田畑、梶谷)
8(火)	日南、吉木	東城	栗(栗下、大戸1~2)熊野(長者原、下尺田、中尺田、上尺田)
9(水)	皆原、岡組、上組	川西(宮平、比奈、上市、新丁、川西下)	西城(横町1~2、本町、中町)小鳥原(一の組、地明)
10(木)	大佐古、原畑、大月市場	川西(陰地、上記以外)	西城(十日市上・中・下、明神町1~3)小鳥原(仲仙道、保賀谷、坂根)
11(金)	竹地本谷、横原	川東(久松、下1~6)、福代	大佐(五日市1~3、五日市中、中央区、五日市上)福山
14(月)	芦原、麻志、落合、真金原	川東(上記以外)	大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)
15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)

※西城地域の簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。